

令和 4 年 第 二 回 都 議 会 定 例 会

文 書 質 問 趣 意 書

提 出 者 岩 永 や す 代

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用しています
石油系溶剤を含まないインキを使用しています

質 問 事 項

- 一 神宮外苑の再開発について
- 二 「困難女性支援法」の成立を受けた都の対応について
- 三 ゲノム編集食品について
- 四 高次脳機能障がい者への支援について
- 五 補装具判定について
- 六 水道管の不適切塗料問題について

一 神宮外苑の再開発について

神宮外苑は、1926年（大正15年）に指定された東京の風致地区第1号です。風致地区制度の目的は、都市に残された貴重な緑など自然的景観を維持することです。ところが、現在進められようとしている再開発によって1,000本もの木が伐採され、これまで100年にわたって育まれてきた神宮外苑の豊かな緑の環境が破壊されてしまうと、多くの市民が声を上げているのは当然のことです。

この地域は、オリンピック・パラリンピック開催を念頭にスポーツクラスター構想が示され、2013年6月、神宮外苑地区地区計画が決定しました。それまでの風致地区条例の基準を緩和し、建ぺい率40%を70%に、高さ15mを75m・80mまでとし、また地区計画により容積率200%を250%に、300%を600%に緩和しました。その後も、オリンピックを名目に、風致地区を無視した緩和がさらに進み、今年3月の変更では、スタジアム通り沿道で、高さを185mに、容積率は200%・600%を900%に緩和しました。また、青山通り沿道では、高さを190mに、容積率は600%・700%を1,150%に緩和しています。

- 1 2022年3月に地区計画が変更され高さや容積率が緩和されていますが、どのような考え方にに基づき変更を行っているのか伺います。
- 2 5月26日開催された環境影響評価審議会の部会では、樹木について情報が足りないという指摘があり、新たに毎木調査等のデータを示すことを求め、さらに審議することになりました。都条例の環境アセスメントの評価項目には、生物・生態系や水循環、景観、自然との触れ合い活動の場がありますが、これらの項目でどのような議論が行われているのか伺います。
- 3 この再開発事業におけるCO₂排出量を計算するためには、完成時の

排出量だけでなく、建物のライフサイクルアセスメントが必要です。この地域は新国立競技場ができるまで実際の高さは約30mまででしたが、今回の計画では190mのビルが2棟、高さだけでなく延べ床面積など全体の建物のボリュームが大きく増すことになっています。しかも、現在ある建物を壊して建て替えるものです。環境アセスメントで、温室効果ガスの評価はどのように行っているのか伺います。

- 4 今世界中で始まっているのがサーキュラーエコノミーであり、廃棄物を出さないしくみをつくるビジネスが展開されています。建築分野においても、もはやスクラップ&ビルドの時代ではありません。今ある建築物にメンテナンスや用途に合わせたリフォームなどをていねいに実施し、建物を長く使っていくことが重要です。

都としてもゼロエミッションを掲げ、いろいろな分野でCO₂削減に取り組んでいます。この神宮外苑に限らず都内各所で大規模な建て替えが計画・進行しています。ゼロカーボン都市実現のためには、スクラップ&ビルドからの転換が欠かせません。サーキュラーエコノミーについて、どのように考えているのか。なかでも建築分野においてどのように取り組んでいるのか伺います。

二 「困難女性支援法」の成立を受けた都の対応について

かねてから課題が多いとされていた売春防止法が抜本改正され、困難女性支援法（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律）が、5月19日に国会で成立しました。売春防止法は、差別的と指摘されていただけでなく、DV被害者保護等の女性支援がこの法律を根拠として実施することでの弊害も多く、支援法成立により政策の充実が期待されるところです。

国は2024年4月施行に向けて準備を進めていきますが、都としてもすぐ

に準備を開始すべきと考えます。

- 1 基本計画を策定することになっていますが、策定スケジュールや策定方法について伺います。
- 2 都にはDV防止法に基づく相談機能を持つウィメンズプラザがありますが、例えばDVから逃れて駆け込んでも、そこから保護施設などに行くことができないなど、ワンストップで救済・支援に結びつかないことが課題です。新法の制定をきっかけに、ウィメンズプラザの機能を充実させることが必要と考えますが、見解を伺います。
- 3 「婦人相談所」が「女性相談支援センター」に、「婦人保護施設」が「女性自立支援施設」に改称されます。内容も早急に変更すべきであり、とりわけ「婦人保護施設」における一時保護ではスマホ・携帯電話を使えないなどの制限が多く利用したくないという声に耳を傾け、改善する必要がありますが、見解を伺います。
- 4 DV被害者は、民間が運営しているシェルターに身を寄せ、安全を確保したうえでステップハウスで自立をめざします。ところが、このような民間団体の運営は厳しく、活動を取りやめる団体も出ています。こうした支援団体への財政支援は急務であり、すぐにでも実施していただきたいと考えますが、見解を伺います。

三 ゲノム編集食品について

日本でゲノム編集技術応用食品の流通が始まりました。高ギャバトマトと太ったマダイ、成長の早いトラフグの3種類です。ゲノム編集技術は、生物の遺伝情報を改変するものです。野菜や魚、家畜などのゲノムの一部を壊すなど操作しねらった性質を引き出します。厚生労働省は、別の遺伝子を挿入するわけではなく、従来の品種改良を効率的に行うものであると

しています。しかし、標的外の遺伝子も壊してしまう「オフターゲット」や染色体破砕など、安全性への懸念は払しょくできていません。そこで多くの市民が、その食品がゲノム編集されたものかどうかを選択できるように、表示の義務づけを国に対して求めてきましたが、国は、遺伝子組み換えとは違うとして表示をルール化していません。表示なしにゲノム編集食品が市場に出回っていくことになります。

いっぽうで消費者庁は、根拠書類があれば「ゲノム編集でない」ことを表示することは可能としています。種にそれを表示するマークを貼れば、その農産物や加工品にも貼ることができます。市民団体が「OKシードマーク」をつくり、申請・登録を呼びかけています。今後ゲノム編集された農産物が広がる前に、農業団体や食品業界に対してこのようなマークの情報を提供することが重要と考えています。

- 1 都は、ゲノム編集技術応用食品について、都民への情報提供をどのように実施しているのか伺います。
- 2 ゲノム編集トマトの取り扱い事業者が、介護福祉施設や小学校にゲノムトマトの苗を無償提供することを予定しており、各自治体では、市民団体が苗を受け取らないよう働きかけているところです。

小学生が生活科などで鉢植えのアサガオやミニトマトなどを育てる実習を行っていますが、品種の決定およびその調達は、どのように実施されるのか伺います。

- 3 農業生産者が種を購入する際に、ゲノム編集作物であるかがわかるような情報提供を以前求めました。ゲノム編集トマトの流通開始を受け、情報提供は実際にどのようなになっているのか伺います。

四 高次脳機能障がい者への支援について

福祉サービスは基本的には市区町村を単位に提供されることから、高次脳機能障がい者が身近な地域で支援を受けられることを目指して、市区町村ごとの支援員の配置や関係機関のネットワークづくりを推進しています。さらに、医療機関との連携については、二次保健医療圏ごとに東京都が指定する地域リハビリテーション支援センター等、リハビリの中核医療機関を中心とした「専門的リハビリテーションの充実事業」を実施し、医療・保健・福祉等の連携体制の構築を進めています。このように少しずつ支援体制も進んできていますが、当事者にとってはまだ課題があるため、より使いやすいしくみとなることが重要です。東京都と市区町村での支援の充実にむけて、以下伺います。

- 1 高次脳機能障がい者の支援拠点機関として高次脳機能障がいのある人への相談・支援を行う東京都心身障害者福祉センターでは、高次脳機能障がい者の社会参加のための「就労準備支援プログラム」と「社会生活評価プログラム」が行われています。継続したリハビリや訓練を必要とする高次脳機能障がい者にとって大変有効なプログラムであると利用者からも評価されており、多摩地域からの利用も多いです。現在は飯田橋にある本所のみでの開催となっているため、自力通所が原則となっており、プログラムを利用したいが、多摩地域から飯田橋までは遠くて通えず利用をあきらめているという声も聞いています。そこで国立市にある多摩支所や多摩地域の都有施設を活用して「就労準備支援プログラム」と「社会生活評価プログラム」の開催を要望します。見解を伺います。
- 2 「区市町村高次脳機能障害者支援促進事業」では、例えば国分寺市では広く市民に周知するための講演会や当事者・家族への相談支援をはじめ、北多摩北部医療圏の6市（国分寺、国立、昭島、立川、東大和、武

蔵村山)の関係事業者連絡会で専門職や関係機関による事例検討など、高次脳機能障がい者の地域での暮らしを支える体制づくりにむけた重要な取り組みが行われています。都内全自治体で実施が必要と考えますが、残念ながら2020年度現在、42市区町での実施にとどまっており、全自治体で行われておりません。そこで、促進のための今後の都の取り組みを伺います。

- 3 高次脳機能障がいは継続的な支援が必要なため相談期間も長期に渡りますが、相談にあたる人が少なく、体制が十分とはいえません。人員配置も含めた相談体制の更なる充実や、地域での取り組みを支援するため事業費補助の拡充を求めます。見解を伺います。
- 4 「区市町村高次脳機能障害者支援促進事業」では関係事業者連絡会が行われ、事例検討など研修の場でもありますが、実施回数は1～3回程度となっています。相談体制を充実させるためには、高次脳機能障がい者や家族の相談を受ける専門職がきちんと相談に向かいあえるよう、専門職への研修は大変重要であり、技術支援など都のバックアップは欠かせません。サービス等利用計画や、計画相談のスキルアップも含めて直接支援につながるような研修の実施について、事業者からも要望を受けています。専門職への研修の拡充を求めますが見解を伺います。

五 補装具判定について

- 1 補装具は、障がい者等の失われた身体機能を補完または代替するための用具であり、個々に応じた丁寧な対応が欠かせません。申請窓口となっている自治体職員が相談から申請にスムーズにつなげるための支援が重要です。補装具判定について自治体職員への研修はどのように行われているか伺います。

- 2 判定にあたっては、障がい当事者の意思が反映されるよう意思疎通支援が重要と考えますが、同伴者に関する規定があるのか、また申請者への周知も含めてどのように対応しているのか伺います。

六 水道管の不適切塗料問題について

水道管のダクタイト製品の塗料に係る不適切行為について、第1回定例会公営企業委員会で質問しましたが、その後、5月20日に再度新たな不適切行為について報告がありました。たび重なる塗料メーカーの不適切行為に、飲み水の安全性を心配する都民から問い合わせも来ています。

- 1 今回の不適切行為は、試験結果を改ざんしたというものですが、この塗料を使用した水道管が、都の水道工事でいっどれくらい使われていたのか伺います。
- 2 1月に発覚した不適切行為では、本来指定されている以外の原料が使用されているとのことですが、その原料は何か伺います。
- 3 5月20日の報告では、今回対象の塗料について第三者試験機関で浸出試験を実施したということですが、1月発覚の塗料についても同様に実施しているのか伺います。
- 4 浸出試験の結果「水道施設の技術的基準を定める省令」の基準に適合しており、衛生性の要件を満たしているという報告でした。省令に示された基準は45項目あり、多くの基準値が水質基準より10倍厳しくなっていることがわかりました。しかし、試験結果のデータは示されていません。水道管を使用する都が水道協会からデータを入手し確認できるようすべきと考えますが、見解を伺います。
- 5 そもそも塗料メーカーがこうした不適切行為を実施する理由が不明です。「衛生性」「物性」どちらも基準に適合しているのに、なぜ不適切行

為が行われたのか、メーカーはどのように説明しているのか伺います。

- 6 第1回定例会の公営企業委員会での質疑の答弁で「再発防止対策を認証審査委員会及び認証制度運営委員会において検討を行うとあるが、それぞれの日本水道協会は、学識経験者や、当局を含む水道事業体等で構成される認証審査委員会において、再発防止に向けた検討を実施することを公表し、認証審査委員会における審議を経て2022年5月には再発防止策を決定し、日本水道協会において認証取得者への通知や内部関係者への周知及び審査員の研修等を行う予定」との答弁がありました。認証審査委員会の開催スケジュール、メンバーを伺います。また、認証審査委員会の議事録は公表されるのかについても伺います。

令和４年第二回都議会定例会

岩永やす代議員の文書質問に対する答弁書

質 問 事 項

一 神宮外苑の再開発について

- 1 2022年3月に地区計画が変更され高さや容積率が緩和されているが、どのような考え方にに基づき変更を行っているのか伺う。

回 答

神宮外苑地区は、大規模スポーツ施設等に多くの人々が訪れる一方、来訪者が気軽にスポーツ等を楽しんだり、緑に親しめる空間や機能が不足するなど、地区全体での日常的なにぎわいや憩いの創出に課題があります。

このため、都が定めたまちづくり指針では、絵画館やいちょう並木の眺望景観や風致を保全しつつ、地区の中心となるまとまった広場空間の確保や、青山通り沿道等の特性に応じた土地の高度利用とにぎわい創出を図ることなどを誘導方針として示しています。

この指針等に基づく民間提案を踏まえ、都は、令和4年3月に地区計画を変更し、都の運用基準に基づき容積の適正配分の特例を適用するとともに、高さの最高限度を定めました。

また、区は、地区計画に基づき風致地区条例の地域区分を変更し、高さの基準を緩和しました。

これにより、広場空間の創出と一体となったスポーツ施設の再編・更新、地区特性に応じた景観形成や機能導入、建築物の高さ・規模の誘導等が図られ、本地区の望ましい将来像が実現するものと考えます。

質 問 事 項

- 一の2 5月26日の環境影響評価審議会の部会で、樹木の情報が足りない

と指摘があり、新たに毎木調査等のデータを示すことを求め、さらに審議することになった。都条例の環境アセスメントの評価項目には、生物・生態系や水循環、景観、自然との触れ合い活動の場があるが、これらの項目でどのような議論が行われているか伺う。

回 答

東京都環境影響評価審議会部会では、（仮称）神宮外苑地区市街地再開発事業の環境影響評価書案を令和4年2月から審議しています。

審議会では、生物・生態系に関しては既存樹木の保存などについて、水循環に関しては雨水流出抑制対策などについて、景観に関してはいちょう並木の眺望などについて、自然との触れ合い活動の場に関しては緑地の利用などについて、それぞれ議論しています。

質 問 事 項

一の3 計画では190mのビルが2棟、高さだけでなく延べ床面積など全体の建物のボリュームが大きく増すことになっている。しかも、現在の建物を壊して建て替えるものである。環境アセスメントで、温室効果ガスの評価はどのように行っているか伺う。

回 答

（仮称）神宮外苑地区市街地再開発事業の環境影響評価書案において、温室効果ガスについては、施設の供用に伴う温室効果ガス排出量は約46,545t-CO₂/年、削減量は約11,636t-CO₂/年、削減率は約20.0パーセントと評価しています。

質 問 事 項

一の４ 都としてゼロエミッションを掲げ、いろいろな分野でＣＯ₂削減に取り組んでいるが、この神宮外苑に限らず都内各所で大規模な建て替えが計画進行している。ゼロカーボン都市実現には、スクラップ＆ビルドからの転換が欠かせない。サーキュラーエコノミーについて、どのように考えているのか。なかでも建築分野においてどのように取り組んでいるのか、伺う。

回 答

ゼロエミッション東京の実現に向けて、従来からの３Ｒにリペアやシェアリングなどの取組を加え、物や資源を大切に長く使う経済システムであるサーキュラーエコノミーへの転換を図ることが重要です。

建築分野を含めた建設資源循環については、都はこれまで関係局が連携して「東京都建設リサイクル推進計画」を策定し、実務者向けのガイドラインを定めて、建設副産物のリサイクルを推進しています。

さらに、住宅の長寿命化に向けて、長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備について講じられた長期優良住宅の普及促進に取り組んでいます。

質 問 事 項

二 「困難女性支援法」の成立を受けた都の対応について

１ 基本計画を策定することになっているが、策定スケジュールや策定

方法について伺う。

回 答

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律では、国は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針を定めることとされており、都道府県は、この方針に即して困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画を定めることとされています。

現在、国の方針が示されていないため、都は、引き続き、国の動向を注視していきます。

質 問 事 項

二の２ 都にはDV防止法に基づく相談機能を持つウィメンズプラザがあるが、ワンストップで救済・支援に結びつかないことが課題である。新法の制定をきっかけに、ウィメンズプラザの機能を充実させることが必要と考えるが、見解を伺う。

回 答

東京ウィメンズプラザは、庁内を始め、区市町村、警視庁などの行政機関、裁判所、医療機関、民間団体など、幅広い機関と協働して取り組むことで、配偶者等からの暴力に対する被害者一人一人の状況に応じた支援を行っています。

引き続き、関係機関と連携し、適切に対応していきます。

質 問 事 項

二の３ 「婦人相談所」が「女性相談支援センター」に、「婦人保護施設」が「女性自立支援施設」に改称される。内容も早急に変更すべきであり、とりわけ「婦人保護施設」における一時保護ではスマホ・携帯電話を使えないなどの制限が多く利用したくないという声に耳を傾け、改善する必要があるが、見解を伺う。

回 答

一時保護委託先である婦人保護施設でのスマートフォンや携帯電話の使用については、安全性を確認するアセスメントシートを活用し、個別に使用の可否を判断しています。

質 問 事 項

二の４ DV被害者は、民間が運営するシェルターに身を寄せ、安全を確保したうえでステップハウスで自立をめざすが、このような民間団体の運営は厳しく、活動を取りやめる団体も出ている。こうした支援団体への財政支援は急務であり、すぐにでも実施すべきだが、見解を伺う。

回 答

都は、同行支援やシェルターの安全対策など民間団体が行う配偶者等暴力被害者に対する自主的な活動に助成等を行っています。

質 問 事 項

三 ゲノム編集食品について

- 1 都は、ゲノム編集技術応用食品について、都民への情報提供をどのように実施しているのか伺う。

回 答

都は令和3年度、ゲノム編集技術応用食品について都民に情報提供するため、動画配信によるフォーラムを開催しました。

フォーラムでは、厚生労働省や消費者庁の担当者が、食品衛生上の取扱いや食品表示の考え方について講演するとともに、ゲノム編集技術を用いたトマトの開発に携わった技術者が、ゲノム編集技術について説明しました。

また、事前に都民から質問を募集した上で、パネルディスカッションによる意見交換を実施しました。

質 問 事 項

- 三の2 小学生が生活科などで鉢植えのアサガオやミニトマトなどを育てる実習を行っているが、品種の決定およびその調達は、どのように実施されるのか伺う。

回 答

各小学校では、栽培する植物の選定等に当たり、年間指導計画に基づき、地域や学校の環境等に応じて、校長が判断しています。

質 問 事 項

三の３ 農業生産者が種を購入する際に、ゲノム編集作物であるかどうか
がわかるような情報提供を以前求めたが、ゲノム編集トマトの流通開始
を受け、情報提供は実際にどのようなになっているのか伺う。

回 答

ゲノム編集技術を使った農産物等であって「遺伝子組換え生物等の使用
等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に規定された「遺伝子
組換え生物等」に該当しない農産物等の情報については、農林水産省のウ
ェブサイトで公表されています。

質 問 事 項

四 高次脳機能障がい者への支援について

- 1 東京都心身障害者福祉センターにおける、高次脳機能障がい者の社
会参加のための「就労準備支援プログラム」と「社会生活評価プログ
ラム」は大変有効なプログラムであると利用者から評価されており、
多摩地域からの利用も多い。現在は飯田橋にある本所のみの開催のた
め、多摩地域から飯田橋まで遠くて通えず利用をあきらめているとい
う声もある。そこで国立市の多摩支所や多摩地域の都有施設を活用し
て「就労準備支援プログラム」と「社会生活評価プログラム」の開催
を要望するが見解を伺う。

回 答

東京都心身障害者福祉センターは、高次脳機能障害者の支援拠点機関として、区市町村等からの依頼に基づき、地域での対応が困難なケースに対する専門的支援を行っています。

就労準備支援プログラムは、職業適性検査や就労に向けた各種トレーニングなどを6か月間、社会生活評価プログラムは、作業能力や生活管理面などの評価やグループワークなどを4か月間、それぞれ行うもので、センターの実施体制や地域のニーズ等を踏まえ、センターの本所で実施しています。

なお、地域における高次脳機能障害者支援の充実を図るため、センター主催の区市町村相談支援員との連絡会で、プログラムの内容やポイントなどを動画も活用しながら周知しています。

質 問 事 項

四の２ 「区市町村高次脳機能障害者支援促進事業」では、高次脳機能障がい者の地域での暮らしを支える体制づくりにむけた重要な取組みが行われている。都内全自治体で実施が必要と考えるが、2020年度現在、42市区町での実施にとどまっており、全自治体で行われていない。そこで、促進のための今後の都の取組を伺う。

回 答

区市町村高次脳機能障害者支援促進事業は、事業を開始した平成19年度は2区、令和3年度は43区市町で実施しており、引き続き、区市町村向けの説明会や個別の意見交換などを通じ、未実施自治体への働きかけを行っています。

質 問 事 項

四の３ 高次脳機能障がいには継続的な支援が必要なため相談期間も長期に渡るが、相談にあたる人が少なく、体制が十分とはいえない。人員配置も含めた相談体制の更なる充実や、地域での取組を支援するため事業費補助の拡充を求めるが、見解を伺う。

回 答

高次脳機能障害者の支援は、福祉、介護、医療、保健などの関係機関が連携して対応しており、区市町村高次脳機能障害者支援促進事業では、本人や家族からの相談対応や、地域での連携体制の構築などを支援しています。

質 問 事 項

四の４ 「区市町村高次脳機能障害者支援促進事業」における相談体制を充実させるためには、専門職への研修は大変重要であり、技術支援など都のバックアップは欠かせない。サービス等利用計画や、計画相談のスキルアップも含めて直接支援につながるような研修の実施について、事業者からも要望を受けている。専門職への研修の拡充を求めるが見解を伺う。

回 答

東京都心身障害者福祉センターは、区市町村における高次脳機能障害者

への相談支援体制の充実を図るため、平成18年度に相談支援の基本的事項をまとめたハンドブックを作成、配布しており、その後、法改正などに伴う必要な改訂を適宜行い、区市町村職員の理解促進に取り組んでいます。

また、毎年度、区市町村等の相談支援員向けの研修を実施し、令和3年度からは、オンラインによることで受講者数を増やしており、その内容は、区市町村を通じて障害福祉サービス事業所等へも周知しています。

質 問 事 項

五 補装具判定について

- 1 補装具は、障がい者等の失われた身体機能を補完または代替するための用具であり、個々に応じた丁寧な対応が欠かせない。申請窓口となっている自治体職員が相談から申請にスムーズにつなげるための支援が重要だが、補装具判定について自治体職員への研修はどのように行われているか伺う。

回 答

補装具は、障害者総合支援法に基づき区市町村が支給しており、支給事務を適切に行えるよう、補装具の種目、名称、形式及び基本構造等を十分に把握することが求められています。

このため、東京都心身障害者福祉センターでは、毎年度、区市町村職員に医師や作業療法士などの専門職による講義を実施し、補装具に関する知識の向上を図るほか、依頼のあった区市町村に直接出向き、個別事例に関する情報交換や技術的助言などを行っています。

質 問 事 項

五の２ 判定にあたっては、障がい当事者の意思が反映されるよう意思疎通支援が重要と考えるが、同伴者に関する規定があるのか、また申請者への周知も含めてどのように対応しているのか伺う。

回 答

東京都心身障害者福祉センターは、区市町村からの依頼に基づき補装具の専門的な判定を行っており、障害者本人の来所や自宅等への訪問により実施しています。

判定時における同伴者に関する定めはありませんが、申請者である障害者本人との意思疎通が難しい場合などには、障害の状況を詳しく把握している家族や区市町村の担当職員などに同席していただくことを本人等に説明し、了解を得た上で判定しています。

質 問 事 項

六 水道管の不適切塗料問題について

- 1 今回の不適切行為は、試験結果を改ざんしたというものだが、この塗料を使用した水道管が、都の水道工事でいつどれくらい使われていたのか伺う。

回 答

塗料メーカーは、納入先等の詳細を明らかにしていないため、都では、既に埋設されている水道管を把握できません。

一方、都では、給水区域全域を対象に定期的な水質検査を行い、国が定める水質基準等への適合を、従前から確認しています。

そのため、都が供給する水道水の安全性に問題はありません。

質 問 事 項

六の２ １月に発覚した不適切行為では、本来指定されている以外の原料が使用されているとのことだが、その原料は何か伺う。

回 答

塗料メーカー及び塗料の認証を行っている公益社団法人日本水道協会（以下「日本水道協会」という。）のいずれからでも、原料名は公表されていません。

なお、日本水道協会によると、塗料メーカーとの間で締結している「品質認証マーク使用許諾等に係る認証基本契約書」上、日本水道協会に守秘義務が課せられていることから、原料名の公表はできないとのこと。

質 問 事 項

六の３ ５月20日の報告では、今回対象の塗料について第三者試験機関で浸出試験を実施したということだが、１月発覚の塗料についても同様に実施しているのか伺う。

回 答

日本水道協会によると、令和４年１月に判明した不適切行為についても、

第三者試験機関による浸出試験により、「水道施設の技術的基準を定める省令」で定める基準に適合していることを確認したとのことです。

質 問 事 項

六の４ 浸出試験の結果「水道施設の技術的基準を定める省令」の基準に適合しており、衛生性の要件を満たしているという報告だが、試験結果のデータは示されていない。水道管を使用する都が水道協会からデータを入手し確認できるようすべきだが、見解を伺う。

回 答

日本水道協会によると、塗料メーカーとの間で締結している「品質認証マーク使用許諾等に係る認証基本契約書」上、日本水道協会に守秘義務が課せられており、試験結果データの公表はできないとのことです。

なお、都では、給水区域全域を対象に定期的な水質検査を行い、国が定める水質基準等への適合を、従前から確認しています。

質 問 事 項

六の５ そもそも塗料メーカーがこうした不適切行為を実施する理由が不明である。「衛生性」「物性」どちらも基準に適合しているが、なぜ不適切行為が行われたのか、メーカーはどのように説明しているのか伺う。

回 答

塗料メーカーの報告書によると、「顧客から受注を獲得するために顧客

との納入仕様書上厳しい検査頻度若しくは規格値で合意し、又は顧客の要望に従って厳しい納期で受注した結果、実際に当該製品を出荷する際に、顧客仕様を満たすことが困難となった」ことなどから、不適切行為を行ったとのことです。

質 問 事 項

六の6 認証審査委員会の開催スケジュール、メンバーを伺う。また、認証審査委員会の議事録は公表されるのかについても伺う。

回 答

日本水道協会によると、認証審査委員会は、令和4年1月の不適切行為判明以降、2月18日、3月25日及び4月26日に開催しました。また、5月20日の新たな不適切行為の公表を受けて、6月21日に開催しました。

認証審査委員会のメンバーは、信州大学、北海道大学、摂南大学、東京都水道局、札幌市水道局、仙台市水道局、横浜市水道局、名古屋市上下水道局、大阪市水道局、広島市水道局、福岡市水道局、全国管工事業協同組合連合会、給水システム協会、ステンレス協会、日本水道鋼管協会、一般社団法人日本水道工業団体連合会、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会、日本暖房機器工業会、一般社団法人日本バルブ工業会及び日本無機薬品協会によって構成されています。

認証審査委員会の議事録は、認証取得者との間で締結している「品質認証マーク使用許諾等に係る認証基本契約書」上、日本水道協会に守秘義務が課せられていることから、公表は行っていないとのことです。